

令和五年第三回藤崎町議会定例会会議録

一、開会日時 令和五年八月二十九日 午前十時十分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和五年九月七日 午前十一時四十九分

一、出席及び欠席議員の氏名
別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 木村 宣 文 係 長 大崎 光 喜

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	五 十 嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	高 木 秀 光	財 政 課 長	三 上 孝 之
経営戦略課長	石 澤 岩 博	税 務 課 長	佐 々 木 克 尚
住民課長	石 井 孝	福 祉 課 長	葛 西 昭 仁
農政課長農委事務局長併任	舘 田 康 彦	建 設 課 長	鳴 海 浩 司
上下水道課長	木 村 文 徳	会計管理者会計課長兼務	高 木 勝 則
監査委員	福 士 竹 志	選挙管理委員長	加 福 孝 二
農業委員会会長	安 原 義 太 郎	教 育 長	羽 賀 義 易
学務課長学校給食センター所長兼務	佐 藤 康 文	生涯学習課長	佐 々 木 泰 人
農政課長補佐	桂 航 一 郎		

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、陳情書の委員会付託

一、発議第 九号 藤崎町議会議員の請負の状況の公表に関する条例案

一、報告第 十四号 専決処分した事項の報告の件
(損害賠償額の決定について)

一、報告第 十五号 専決処分した事項の報告の件
(損害賠償額の決定について)

一、報告第 十六号 令和4年度藤崎町健全化判断比率の報告の件

一、報告第 十七号 令和4年度藤崎町資金不足比率の報告の件

- 一、 報告第 十八号 令和 4 年度藤崎町下水道事業会計継続費精算報告書の報告の件
- 一、 議案第五十一号 藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第五十二号 藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第五十三号 藤崎町放課後児童健全育成事業の設備を運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第五十四号 藤崎町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第五十五号 藤崎町都市計画審議会条例の一部を改正する条例案
- 一、 議案第五十六号 藤崎町立藤崎診療所条例を廃止する条例案
- 一、 議案第五十七号 令和 5 年度藤崎町一般会計補正予算（第 3 回）案
- 一、 議案第五十八号 令和 5 年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 回）案
- 一、 議案第五十九号 令和 5 年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）案

- 一、 議案第 六十号 令和 5 年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 回）案
- 一、 議案第六十一号 令和 5 年度藤崎町水道事業会計補正予算（第 2 回）案
- 一、 議案第六十二号 令和 5 年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第 2 回）案
- 一、 決算特別委員会報告
- 一、 議案第六十三号 令和 4 年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 一、 議案第六十四号 令和 4 年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 一、 議案第六十五号 令和 4 年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 一、 議案第六十六号 令和 4 年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件
- 一、 議案第六十七号 令和 4 年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件
- 一、 議案第六十八号 令和 4 年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件

一、議員派遣結果報告

一、常任委員会報告

一、議会改革特別委員会報告

一、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

一、常任委員会の閉会中の継続調査の件

一、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件

一、議事の経過

別紙のとおり

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（木村宣文君）

報告いたします。

五番奈良完治議員、十一番横山哲英議員から所用のため欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、説明員として出席を予定しておりました安原義太郎農業委員会会長、舘田康彦農政課長から所用のため欠席する旨の届出がありましたので、農業委員会会長に代わって佐藤秀子農業委員会会長職務代理者、農政課長に代わって桂航一郎農政課長補佐が出席することを報告いたします。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

六月定例会におきまして選任同意されました固定資産評価審査委員、農業委員の皆さんに本日も多用の中お越しいただき、本当にありがとうございます。ここで、ご挨拶をお願いしたいと思います。

初めに、固定資産評価審査委員の皆さんにお願いします。代表として、白取正美委員長に登壇の上ご挨拶をいただき、その後委員の紹介をお願いします。白取正美委員長及び委員の皆さんは、議場にお入りください。

○固定資産評価審査委員長（白取正美君）

おはようございます。

委員長の白取です。先般の六月議会におきまして、我ら三人、固定資産評価審査委員に選任することに同意いただきましてありがとうございます。

地方税法に規定する固定資産評価審査委員の職務を任期満了まで全うしてまいりますので、よろしく申し上げます。

それでは、ここで二人の委員の紹介となりますが、ここでは自己紹介といたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○固定資産評価審査委員長（白取正美君）

それではまず最初に、泉田委員どうぞ。

○固定資産評価審査委員（泉田裕明君）

泉田です。よろしく申し上げます。

○固定資産評価審査委員長（白取正美君）

幸田委員、どうぞ。

○固定資産評価審査委員（幸田知子君）

幸田です。よろしく申し上げます。

○固定資産評価審査委員長（白取正美君）

以上で挨拶を終わります。ありがとうございます。

○議長（小野 稔君）

どうもありがとうございました。

次に、農業委員会の皆さんに申し上げます。

代表して、佐藤秀子農業委員会会長職務代理者に登壇の上ご挨拶をいただき、その後、委員の紹介をお願いします。

委員の皆さんは議場にお入りください。

○農業委員会会長職務代理者（佐藤秀子君）

おはようございます。

ただいま紹介にありました農業委員会会長職務代理者の佐藤秀子であります。

本来なら、ここで安原義太郎会長より皆様にご挨拶を申し上げ、委員を紹介するところではありますが、身内に不幸があり、本日は欠席しておりますので、私のほうから、簡単ではありますが、挨拶並びに委員の紹介をいたします。

今回私たち十一名が議員の皆様からご推薦をいただきまして感謝申し上げます。

向こう三年間農家のために精いっぱい頑張ってまいりたいと思っております。農業者の高齢化に伴い、遊休農地、耕作放棄地の増加に加え、最近は粗放園による苦情も度々寄せられるようになってきました。

そういった方々のためにもこれまでも、またこれからも農家の皆様方に寄り添い、指導、助言をしながら頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞ議員の皆様方の今後ますますのご協力とご助言をお願いいたしまして、挨拶に替えさせていただきます。

それでは、早速ではありますが、私のほうから選任されました委員の方々を紹介させていただきます。

みつやの小杉仁志委員です。東町の舘山昭一委員です。俵舛の福士佳子委員です。水木の水上知剛委員です。林崎の成田幸司委員です。中野目の鈴木祐輔委員です。西豊田一丁目の天内元三委員です。常盤の古川明憲委員です。それから、水木の横山英樹委員は、本日所用のため欠席しております。

以上、任期満了までよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

どうもありがとうございました。

以上で就任の挨拶を終わります。

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくよう、ご協力お願いします。

ただいまの出席議員数は十一名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和五年第三回藤崎町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第百二十二条の規定により、会議録署名者は、四番五十嵐 忍議員、六番前田信一議員、七番奈良岡文英議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議しましたので、議会運営委員会副委員長からの報告を求めます。

議会運営委員会副委員長阿部祐己議員。

○議会運営委員会副委員長（阿部祐己君）

おはようございます。

議会運営委員会副委員長の阿部でございます。ただいまから議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告いたします。

去る八月二十四日午前十時から、役場三階小会議室において地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査をするため議会運営委員会を開催し、令和五年第三回藤崎町議会定例会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重

の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日から九月七日までの十日間とし、会期日程についてはお手元に配付しておりますとおり、八月二十九日は開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、令和四年度決算審査報告、決算特別委員会設置、八月三十、三十一日は議案熟考のため休会、九月一日は町政に対する一般質問、九月二日、三日は休日及び日曜日のため休会、九月四日は各常任委員会開催のため休会、九月五日、六日は決算特別委員会のため休会、九月七日は決算特別委員会報告、議案審議、採決、委員会報告、閉会、以上、議会運営委員会で決定しましたことをご報告いたします。

○議長（小野 稔君）

お諮りします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会の会期は本日から九月七日までの十日間とし、休会日はお手元に配付しております日程表のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から九月七日までの十日間に決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

次に、代表監査委員から監査報告を求めます。福士竹志代表監査委員。

○監査委員（福士竹志君）

それでは、監査報告を申し上げます。

例月出納監査については、去る八月二十一日、二十三日及び二十五日の三日間にわたり、七月分の各会計の収入、支出について出納関係諸帳簿並びに支出に関する証書類等を照合監査いたしましたところ、適正かつ正確に処理されており、異常ないものと認めました。

以上で監査報告を終わります。

○議長（小野 稔君）

監査報告が終わりました。

次に、令和五年七月二十七日付、青森県後期高齢者医療広域連合告示第十三号で青森県後期高齢者医療広域連合長選挙において、青森市長西 秀記氏が当選の告示をされましたことを報告します。

次に、令和五年六月十六日付で総務産業常任委員会の五十嵐 忍委員長ほか四名、民生教育常任委員会の横山哲英委員長ほか六名から、令和五年七月十日から十一日までの日程で行政視察研修する計画が提出されたため、藤崎町議会会議規則第二百二十四条第一項ただし書きの規定により、同日付で本職において決定したことを報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第十四号から報告第十八号まで及び議案第五十一号から議案第六十八号までを一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

本日ここに令和五年第三回藤崎町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多用にも関

わらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり一言挨拶申し上げます。

初めに、去る六月二十五日にご逝去されました故木村守男氏、また、七月三十一日にご逝去されました故石澤善成氏に対しまして、慎んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

両氏とも、長年にわたり藤崎町、そして青森県の発展に多大にご尽力いただいた方々であります。今後は天上よりふるさとの繁栄についてお守りくださらんことを願いつつ、改めて町政のかじ取り役として気を引き締め、今後も努力することをお二人にお誓いするものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきまして、感染症法における五類に移行してから、再び感染が全国的に拡大しているところであります。先般私自身が感染し、ねぶた合同運行や藤崎町交通安全・生活安全・防火総決起大会などの公務を欠席したことに陳謝いたしますとともに、町民の皆さんをはじめ多くの関係者の方々にご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

次に、六月二十五日に開催されました「ふじワングランプリ2023」につきまして、多くの入場者でにぎわいを見せ、今回も藤崎町の特産品を活用した様々な趣向を懲らした多彩なメニューが披露され、イベントは盛況のうちに幕を閉じました。

また、七月十五日から十二月十四日までの期間、藤崎町を周遊しながらお気に入りの店舗を探究し投票する「ふじめぐり総選挙」を実施しております。

両イベントとも当町の食産業において発信の起点とするイベントとして、今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、町民生活の負担軽減や町内の消費拡大による経済活性化を支援する対策として、「ふじさき生活応援商品券」を一人につき五千円分、全町民に発行いたしました。利用期間につきましては、四月十五日から来年一月十四日までとなっております。

今後も社会の変化や状況に合わせ、より藤崎町全体が活性化する効果的な施策について見極め、実施してまいりたいと考えております。

次に、昨年八月の豪雨被害から一年余り経過し、今年も全国的に集中豪雨や台風が発生しているところであります。

七月から九月においては、災害に直結するような豪雨や台風が発生しやすい時期でありますので、昨年の被害を含めたこれまでの経験や教訓をつないでいくため、防災意識の高揚を図るとともに、町における最善の防災減災対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、「第十一回ふじさき秋まつり」について、十一月十八日、十九日に開催を予定しておりますが、近隣市町村においても多数のイベントが開催されている中、毎年多くの方々においでいただいております。我が町の魅力を広く認識していただいていることに感謝しているところでもあります。今年も三本柱である「産業」「文化」「健康」をテーマとした「りんごとお米の感謝祭」を各関係者の皆様のご協力の下、開催できることに感謝いたすとともに、多くの方に来町いただくことを期待しているところであります。

最後に、今年は連日の猛暑により、熱中症や夏バテする危険性が高くなっております。まだまだ暑い時期が続きますので、議員の皆様をはじめ、町民の皆様にはご自身やご家族の健康に十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会の開会に当たり上程されました報告五件、議案十八件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

報告第十四号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）、本報告は、令和五年専決第十一号の損害賠償額の決定についてであります。

内容につきましては、令和五年二月十四日、藤崎町除雪センター敷地内において除雪作業を行っていた町除雪車が同敷地内に駐車車両と接触したことにより生じた損害について、賠償額を決定したことから、報告するものであります。

報告第十五号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）、本報告は、令和五年専決第十二号の損害賠償額の決定についてであります。

内容につきましては、令和五年一月三十日、藤崎町大字西豊田一丁目六番地先において除雪作業を行っていた町除雪車がイオン藤崎店駐車場のガードパイプと接触したことにより生じた損害について賠償額を決定したことから報告するものであります。

報告第十六号令和四年度藤崎町健全化判断比率の報告の件、報告第十七号令和四年度藤崎町資金不足比率の報告の件、以上二件の報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和四年度一般会計、特別会計及び公営企業会計決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

報告第十八号令和四年度藤崎町下水道事業会計継続費精算報告書の報告の件、本報告は、地方公営企業法施行令第十八条の二第二項の規定に基づき、平成二十七年度から令和四年度までの継続事業として実施した藤崎町流域関連公共下水道（雨水・浸水対策）事業が完了したため、調製した継続費精算報告書について報告するものであります。

議案第五十一号藤崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、本条例案は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令の一部改正に伴い、引用法令に項ずれが生じたこと及び所掌事務が移管されたことから、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第五十二号藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、本条例案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、所掌事務が移管されたことから所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第五十三号藤崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、本条例案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令等の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件の規定が変更されたことから、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第五十四号藤崎町健康づくり推進協議会条例の一部を改正する条例案並びに議案第五十五号藤崎町都市計画審議会条例の一部を改正する条例案、本条例案は、議会から審議会等委員の議会推薦について申出を受け、町の附属機関である審議会等の委員について、町議会議員の就任等の見直しを行ったことから、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第五十六号藤崎町立藤崎診療所条例を廃止する条例案、本条例案は、藤崎町立藤崎診療所について指定管理の辞退を受け、診療所の存続が難しくなり、廃止を決定したことから、診療所に関する条例を廃止するものであります。

議案第五十七号令和五年度藤崎町一般会計補正予算（第3回）案、今回の補正は、町税の当初賦課額の確定や補助金等の内示に伴う事業費の増減及び決算確定に伴う繰越金処理などを中心としたもので、歳入歳出とも一億五千八百二十四万円を追加し、予算規模は七十七億四千六百九十一万八千円となるものであります。

まず、歳入の主な補正内容について申し上げます。

第一款町税の追加は、当初賦課額の確定によるものであり、第十四款国庫支出金の減額は、主に道路や融雪溝などの整備、補修に係る補助金等の内示によるものであります。

第十八款繰入金の追加は、過年度精算に伴う特別会計からの繰入れのほか、公共施設等の改修や子育て支援をはじめとする各事業費の追加に対応するため、特定目的基金から繰入れするものであります。

第十九款繰越金の追加は、決算確定によるものであり、第二十一款町債の追加は、主に藤崎町コミュニティプラザ「ぼっぼら」の改修事業に対応するためのものであります。

次に、歳出の主な補正内容について申し上げます。

第二款総務費一般管理費の追加は、空き家等除去促進事業費補助金などのほか、名誉町民木村守男氏のお別れの会に要する経費を計上するものであり、駅業務費の追加は、藤崎町コミュニティプラザ「ぼっぼら」の改修事業を実施するためのものであります。

第四款衛生費子ども医療費給付費の追加は、小児慢性特定疾病等による医療費の増に対応するものであり、第八款土木費、道路新設改良費の減額は、国庫支出金の減額に合わせて道路等の整備、補修計画を見直すものであります。

第十款教育費、保健体育費、工事請負費の追加は、全天候型屋内グラウンドの利便性の向上を図るためのものであり、そのほか、前年度事業の確定に伴う国や県への返還金を各款に計上しているところであります。

議案第五十八号令和五年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、療養費及び高額療養費の増額及び前年度決算の確定に伴う繰越金の確定及び本年度分国民健康保険事業費納付金本算定結果に伴う処理などを中心としたもので、歳入歳出とも一億千八百二十一万六千円を追加し、予算規模は十九億三百七万五千円となるものであります。

議案第五十九号令和五年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一回）案、今回の補正は、後期高齢者医療保険料の当初賦課額及び前年度決算の確定に伴う繰越金の確定に係るもので、歳入歳出とも九百二十六万八千円を追加し、予算規模は三億五千二百二十六万八千円となるものであります。

議案第六十号令和五年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、前年度介護給付費の確定に伴う返還金及び繰出金に対応するもので、歳入歳出とも七千四百三十万円を追加し、予算規模は十八億七千八百三十万四千円となるものであります。

議案第六十一号令和五年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、収益的収入及び支出において、修繕費の一部を資本的支出に組替えするほか、人件費の追加を雑収益で対応するもので、収入支出とも予定額を十八万円追加し、予算規模は三億七千五百二十万四千円となるものであります。

また、資本的収入及び支出においては、予算の組替えに伴う工事請負費の追加を過年度分損益勘定留保資金等で対応するものであり、支出予定額を千四百六十八万五千円追加し、予算規模は収入が従前の四百四十万円と変わらず、支出が九千四百二十三万五千円となるものであります。

議案第六十二号令和五年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案、今回の補正は、収益的収入及び支出において、主に処理場等の設備の点検や修繕に要する経費と消費税の修正申告による過年度損益修正損の追加を一般会計補助金で対応するもので、収入支出とも予定額を七百六万四千円追加し、予算規模は五億八千五百八十五万六千円となるものであります。

議案第六十三号令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和四年度藤崎町一般会計決算は、歳入決算額が九十三億七百三十一万円余り、歳出決算額が八十九億九千四百五万円余り、歳入歳出差引額は三億千三百二十五万円余りとなり、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額、いわゆる決算剰余金は二億六千百三万円余り、このうち一億円を財政調整基金へ、一億円を減債基金へ積立てし、残りの六千百三万円余りを令和五年度へ繰り越したものであります。

まず、歳入について、その概要をご説明申し上げます。

歳入は、ふれあいずーむ館大規模改修事業に係る公共施設等適正管理推進事業債等による町債の増や主にふるさと納税による寄附金の増により、前年度に比べ四億四千六十八万円余り、率にして五・〇%の増となったものであります。

主な内容といたしましては、国庫支出金のうち国庫負担金が子どものための教育・保育給付交付金等により七億九千六百三十八万円余り、同じく国庫支出金のうち国庫補助金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により七億四千二百五十一万円余り、県支出金のうち県負担金が子どものための教育・保育給付費等県負担金等により四億六百十四万円余りとなったものであります。

また、自主財源である町税は十一億八千八百十三万円余りと、前年度に比べ千三百三十七万円余り、率にして一・一%の増となっております。中でも固定資産税は、農地から宅地への転用の増加や新築住宅の増加等の要因により四億七千八百四万円余りとなり、千七十八万円余り、率にして二・三%の増となったものであります。

このほか、歳入の三八%を占める、地方交付税は三十五億三千三百五十万円余りと、前年度に比べ五千八百二十八万円余り、率にして一・六%の減となったものであります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

歳出は、ふれあいずーむ館改修工事費の皆増や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業費の皆増により、前年度に比べ三億五千七百九十一万円余り、率にして四・一%の増となったものであります。

主な内容といたしましては、民生費の児童措置費が子どものための教育・保育給付費等により八億九千十八万円余り、同じく民生費の障害者福祉費が障害者福祉サービス費等給付費等により五億三百七万円余り、総務費の財政管理費がふじさき応援基金などの町保有基金への積立金等により七億六千九百三十九万円余り、教育費の小学校費が藤崎中央小学校大規模改修工事費等により三億二千二百二十三万円余り、同じく教育費の社会教育費がふれあいずーむ館改修工事費等により五億六千六百八十二万円余りとなったものであります。

議案第六十四号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和四年度国民健康保険特別会計決算は、歳入決算額が十七億二千六十七円余り、歳出決算額が十六億五千九百六十八万円余り、歳入歳出差引額で六千九十九万円余りが剰余金となり、このうち三千四百万円余りを財政調整基金へ繰入れ、残り二千六百九十九万円余りを翌年度へ繰越ししたものであります。

まず、歳入について、その概要をご説明申し上げます。

歳入のうち二〇・五％を占める国民健康保険税は、三億五千三百十六万円余りで、前年度に比べ四千九百二十三万円余り、一二・二％の減となっております。

また、平成三十九年度より国保運営については都道府県が安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を図るための責任主体となり、中心的な役割を担っておりますが、この責任主体である県より納付された保険給付費等交付金については、普通交付金が十億九千七百二十四万円余りとなっております。このほか県補助金、繰入金などは各基準に基づいたものであります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

歳出の六六・四％に当たる保険給付費は、療養諸費など十一億二百二万円余りで、前年度に比べ一億千百十八万円余り、九・二％の減となっております。

また、国民健康保険事業費納付金は四億九千二百八十五万円余りで、県において見込みを立てた医療給付費等の額から公費などの拠出で賄われる費用を除いた額を事業費納付金として拠出したものであります。

このほか、特定健康診査等に係る保健事業費が主なものとなっております。

議案第六十五号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和四年度後期高齢者医療特別会計決算は、歳入決算額が三億四千二百八十八万円余り、歳出決算額が三億三千六百四万円余り、歳入歳出差

引額で六百八十三万円余りが剰余金となり、その全額を翌年度へ繰越ししたものであります。

まず、歳入について、その概要をご説明申し上げます。

歳入のうち三〇・一％を占める後期高齢者医療保険料は一億三百十万円余りで、前年度に比べ百四十二万円余り、一・四％の増となっており、歳入の六四・七％を占める繰入金は二億二千百九十九万円余りで、前年度に比べ六百七十四万円余り、二・九％の減となっております。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

歳出の九四・二％を占める後期高齢者医療広域連合負担金は、町で収納した保険料及び低所得者に対する保険料軽減相当分の保険料等負担金、広域連合職員の人件費等に係る事務費負担金及び被保険者の医療費に係る療養給付費負担金で、前年度に比べ四百八十九万円余り、一・五％減の三億千六百七十二万円余りとなっております。

また、総務費については、町職員の人件費などが主なものであります。

議案第六十六号令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件、令和四年度介護保険特別会計決算は、歳入決算額が十八億七千三百八十八万円余り、歳出決算額が十七億七千七百二十七万円余り、歳入から歳出を差し引いた九千六百六十一万円余りが剰余金となり、その全額を介護保険財政調整基金に繰入れしたものであります。

まず、歳入について、その概要をご説明申し上げます。

自主財源の大部分を占める介護保険料は三億二千八百七十三万円余りで、前年度に比べ四百七十六万円余り、一・四％の減となったものであります。

また、国庫支出金は四億七千五十六万円余りで、前年度に比べ五百五十九万円余り、一・二％の減となったものであります。

このほか、支払基金交付金、県支出金、一般会計や財政調整基金からの繰入金などが主な歳入であります。

次に、歳出について、その概要をご説明申し上げます。

総務費は認定調査費と人件費が主なものであり、保険給付費は認定を受けた方が利用したサービスに係る給付費などで、十五億六千六百六十六万円余り、前年度に比べ四百四十四万円余り、〇・三％の増となったものであります。

また、地域支援事業費は、一般介護予防事業費などが増えたことにより八千四百四十六万円余り、前年度に比べ四十五万円余り、〇・五％の増となったものであります。

議案第六十七号令和四年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件、令和四年度藤崎町水道事業は給水戸数五千六百二十八戸、給水人口一万四千四百七十四人で、普及率は九九・七％となりました。

年間総配水量は百四十八万七千八百八立方メートルで、年間有収水量が百二十五万六千八百二十二立方メートルであったことから、有収率は八四・五％となったものであります。

次に、経営収支状況であります。収益的収入及び支出における収入決算額は三億四千六百七十七万円余りで、支出決算額は三億六百十四万円余りとなり、収支差引き四千六十三万円余りの純利益を計上したものであります。

また、資本的収入及び支出における支出決算額は七千五百九万円余りで、収入決算額が三百三万円余りであるため、支出決算額に対して不足する七千二百五万円余りは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額や減債積立金及び損益勘定留保資金で補填したものであります。

議案第六十八号令和四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件、令和四年度藤崎町下水道事業は、処理区域内人口一万四千十三人、水洗便所設置済人口一万千百四十八人で、加入率は七九・六％となりました。

年間汚水処理量が百十萬八千六百二十七立方メートルで、年間有収水量が九十三万六千五百四十三立方メートルであったことから、有収率は八四・五％となったものであります。

次に、経営収支状況であります。収益的収入及び支出における収入決算額は五億三千二百三十五万円余りで、支出決算額は五億千六百七十九万円余りとなり、収支差引き千百五十五万円余りの純利益を計上したものであります。

この純利益を前年度までの繰越欠損金に充当した結果、未処理欠損金は一億五百五十九万円余りとなったものであります。

また、資本的収入及び支出における支出決算額は五億七千六百五十万円余りで、収入決算額が三億八千七百十三万円余りであるため、支出決算額に対して不足する額一億八千九百三十七万円余りは、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金等で補填したものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野 稔君）

日程第五、令和四年度決算審査報告について、代表監査委員から報告を求めます。福士竹志代表監査委員。

○監査委員（福士竹志君）

令和四年度決算審査についてご報告申し上げます。

令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算、令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算、令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算、令和四年度藤崎町水道事業会計決算、令和四年度藤崎町下水道事業会計決算、以上の会計決算について、令和五年八月一日、三日、四日、七日、九日及び十日の六日間にわたり、令和四年度各会計の決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等及び関係諸帳簿並びに証書類等の提出を求め、慎重に審査いたしましたところ、

計数に誤りがなく、適切に処理されており、正当であるものと認めました。

また、将来にわたり健全な財政運営を確かなものにするためには、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、早期健全化基準及び経営健全化基準を上回らない財政運営を引き続き堅持するよう努力されたい。

なお、細部については別紙意見書のとおりでありますので、省略いたします。

以上、決算審査のご報告といたします。

○議長（小野 稔君）

決算審査報告が終わりました。

日程第六、決算特別委員会設置の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会は、議案第六十三号から議案第六十八号までの令和四年度の各会計の決算が計上されておりますので、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査期限を令和五年第三回定例会までとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。

よって、議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議案第六十三号から議案第六十八号までをこれに付託の上、審査期限を令和五年第三回定例会までとすることに決定しました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午前十一時三分
